

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請みなし却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、請求人が〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対して、平成 30 年 6 月 12 日付けでした別紙の 1 ないし 3 の各通院交通費（医療移送費）に係る一時扶助申請（以下記載順に「本件申請 1 ないし 3」という。）及び同年 8 月 16 日付けでした別紙の 4 の通院交通費（医療移送費）に係る一時扶助申請（以下「本件申請 4」といい、本件申請 1 ないし 3 と併せて「本件各申請」という。）について、法 24 条 7 項に定められた期間を経過したとして、請求人において、処分庁が本件各申請をいずれも却下したものとみなし、当該各処分（以下、本件申請 1 ないし 4 に対応する各処分を順次「本件処分 1 ないし 4」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載の限りでは、必ずしも明確ではないが、要するに以下のことから、本件各処分が

違法又は不当であると主張しているものと解される。

公務の私物化及び公費の着服が横行されている。このため、お金をもらうことができない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月 4日	諮問
平成31年 4月 18日	審議（第32回第1部会）
令和 元年 5月 23日	審議（第33回第1部会）
令和 元年 6月 20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定する。

(2) 法 1 1 条 1 項は、保護の種類として「医療扶助」を挙げる。

医療扶助について、法 1 5 条において、医療扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察、薬剤、移送等の給付を行うことと定めており、その具体的な取扱いについては、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日付社発 7 2 7 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）が定められている。なお、本件要領は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による法の処理基準である。

(3) 本件要領第 3・9 は、移送の給付について定める。

ア 同・(1)は、給付方針として、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることと定める。

イ 同・(2)は、移送の給付を行う場合として、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合などを定める。

ウ 同・(3)・アは、給付の周知について、要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知するよう定める。

エ 同・イは、給付決定の手続について、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すると定める。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないことを定める。

オ 同・ウは、事後申請の取扱いについて、緊急の場合等であって事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないと定める。

(4) 法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条7項は、保護の申請をしてから、30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができると定め、同条9項は、これらの規定は、保護の変更の申請に準用すると定めている。

(5) 扶助費の遡及支給の限度については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の答1において、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記載されている。

この問答集の記載は、不服申立期間との関係において示されたものと認められることから、扶助費の遡及支給の遡及期間に関する法の具体的な解釈・運用として合理的なものである。

2 本件各処分について

(1) 法24条7項の規定による保護申請却下処分は、行政処分が不存在の場合であってもその存在を擬制し得る可能性を考えて決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請者の権利を保全しようとして設けられたものであり、何らの決定、実施がなされなかった場合における不服申立ての提起のための基礎を与えたものにすぎないから（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』403頁以下参照）、同項の規定による保護申請却下処分に係る審査請求においては、保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなした結論の適否及び当否が問題になり得るにとどまると解するのが相当である。

(2) これを本件について見ると、請求人は、本件各審査請求において、処分庁に対して本件各申請に基づき医療扶助に係る移送費の遡及支給を求めるものであると解されるところ、本件申請1ないし3の申請受付日は平成30年6月12日、申請内容はいずれも平成30年2月に利用した通院交通費であり、また、本件申請4の申請受付日は平成30年8月16日、申請内容は平成30年1月に利用した通院交通費であり、本件各申請はいずれも当該各通院日から3か月を超えてからの支給申請であることは明らかである。

そして、上記問答集問13-2の答1によれば、処分庁は、申請月の前々月より前の月に係る扶助費を遡及して追加支給することはできないとされているのであるから、これと同旨の本件各処分は、その結論において、いずれも上記1の法令等に則り適法なものと認められる。

3 これに対し、請求人は、第3のとおり、本件各処分の違法・不当を主張する。しかし、当該主張をもって、本件各処分について、本件各申請を却下した結論においては、適法性、妥当性を欠くと認めるに足りるものとはいえず、本件各処分の取消理由として認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、法によれば、処分庁は、請求人に対し書面で保護申請却下処分を通知するのが本則である（法24条3項）。さらに本件においては、請求人が各通院交通費に係る一時扶助申請を書面で提出した事実が確認できるから、今後、同種の処分においては、実務上不可能な場合を除いて、請求人に対して書面を交付することが望ましい旨を当審査会として、処分庁に対し申し添える。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）